| 見積書提出期限 | 令和　8年　11月27日　　午後　5時 |
|---|---|

# 物　品　供　給　見　積　書

令和　　年　　月　　日

大阪市　契約担当者　港区長　間嶋　淳　様

住所又は事業所所在地
商　号　又　は　名　称　　印
氏名又は代表者氏名

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。
なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

| | | | 百万 | | 千 | | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 見積金額 | | | | | | | |
| 契約金額 | | | | | | | |

☐ 課税事業者
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額　　円
☐ 免税事業者

契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10を上積みした額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。
なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

記

| 物品名称 | トナーカートリッジほか１点（港区役所・保健福祉課）買入 | | |
|---|---|---|---|
| 納入期限 | 契約後30日 | 納入場所 | 別紙仕様書のとおり |

| 明細書 | 品　名 | 形　状・寸　法・摘　要 | 数　量 |
|---|---|---|---|
| | 別紙仕様書のとおり | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

（見積条項）　　裏面のとおり

本書のとおり契約を締結する。

1　契約方法
随意契約

地方自治法施行令
第167条の２第１項第　号

2　契約保証金
☐ 契約金額の５/100以上
（金　　円）
☐ 履行保証保険
☐ 免除

| 用途 | |
|---|---|
| 摘要 | |

| 決裁 | 局長 | 部長 | 課長 | 課長代理 | 係長 | 係員 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

| 支出科目 | 年度 | 会計 |
|---|---|---|
| | 款 | |
| | 項 | |
| | 目 | |
| | 節 | |
| | 細節 | |

起案　令和　・　・
決裁　令和　・　・
第　　号

## 見積条項

1　見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。

2　価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

3　大阪市契約規則第 28 条第 1 項各号の 1 に該当する見積は無効とする。

4　合計金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

5　個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

## 契約条項

（検査の時期）

1　大阪市（以下「発注者」という。）は、供給人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行う。

（契約代金の支払い時期）

2　発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から 30 日以内に契約代金を支払う。

（受注者の履行遅延の場合における損害金）

3　受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 56 条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。

（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）

4　発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

（契約保証金の帰属等）

5　受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。

(1)大阪市契約規則第 38 条の規定による。

(2)大阪市契約規則第 61 条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

（契約に関する紛争の解決方法）

6　本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市会計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。

なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

## 暴力団等の排除に関する特記事項

1　暴力団等の排除について

(1)　発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

(2)　発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

(3)　受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(4)　受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(5)　第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(6)　受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(7)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(8)　受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(9)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2　誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。